

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和6年度 第1回相模原市子どものいじめに関する審議会				
事務局 (担当課)		学校教育課 電話042-704-8916(直通)				
開催日時		令和6年7月16日(火) 15時00分~17時00分				
開催場所		南区合同庁舎講堂				
出席者	委員	12人(別紙のとおり)				
	その他	4人				
	事務局	6人(学校教育部長、外5人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
議 題		(1) 市が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について (2) 市立小中学校等が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について				

議 事 の 要 旨

○事務局から開会のあいさつ

○学校教育部長の挨拶

○事務局より、

- ・出席委員が12名で、定足数に達していることを確認した。
- ・事務局が「本審議会について」及び「教育委員会からの諮問について」説明した。
- ・藤原委員が会長として選任された。
- ・副会長として竹下委員が選任された。

○会長より

- ・審議会規則第5条に基づき、本審議会に参加する小・中学校の校長を紹介した。
- ・審議会規則第5条2項に基づき、市の施策等の実施状況等について、学校の設置者より意見を聞く必要から、教育委員会より学校教育課長、学校教育課総括副主幹の参加を求めた。

○事務局より

- ・本日の傍聴の申し出状況について、申し出がなかったことについて報告した。

- ・事務局より、資料に基づき、「市が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について」及び「市立小中学校等が令和5年度に実施したいじめ防止の施策の実施状況」について説明した。

議題1 「市が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について」

○藤原会長

「(1)未然防止の施策」に関して、ご質問、ご意見をいただきたい。

○深松委員

「1いじめ防止フォーラムの開催」について、37校で実施とのことだが、相模原市の学校数で何校あるのか。

○西内学校教育課総括副主幹

相模原市には、小、中、義務教育学校合わせて105校あり、37校というのは、各区ごとに3年に1回開催をしており、令和5年度は緑区の37校全校での実施ということで、記載されてある。

○關山委員

資料3の「いじめに関わる確認事項」の「(1)いじめの認識」で、一番基本的な押さえになると思うが、「教育を受ける権利の侵害」とある。「教育を受ける権利」が非常に大きな柱であるのは間違いないが、それは柱の一つであって、「幸福を追求する権利」や「生存する権利」等の人権に関わる問題であると捉えないと非常に矮小化される恐れがある。もう少し、人権の問題として幅広くとらえて皆が考えていく必要があるのではないか。

○西内学校教育課総括副主幹

いじめ防止対策推進法の総則の目的に基づいて書かせていただいたが、關山委員のご意見通り、子どもたちの権利はとても大切であり、その意識を持って進めている。

○稲富委員

私も確認したいのだが、いじめとは何かという定義はあるが、資料2に「いじめの解消率」とあるが、いじめの解消の定義について伺いたい。

○西内学校教育課総括副主幹

いじめの解消に関し2つ要件があり、1つ目が「3か月を目安としていじめに係る行為が止んでいること」、2つ目が「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を本人及び保護者に確認できていることである。

学校でいじめが発生した場合には、事実に基づいて指導を行うとともに、保護者への報告を行う。その後、3か月間を目安として様子を見て、その後、被害児童とその保護者に対し、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できたことをもって解消したものとしている。

○稲富委員

苦痛は感じていないけれども、学校に行きたくても行けないという場合は、心身の苦痛に入るのか。

○西内学校教育課総括副主幹

いじめの行為が理由であれば、心身の苦痛を感じているものと判断できる。

○深松委員

資料6の「4児童支援専任教諭連絡会の開催」について、「市立小学校等の児童支援専任教諭が集まり」との記載があるが、これは中学校では実施していないのか。また、「8発達障害のある子どもの理解と支援の手引きの周知・活用」について、活用率

が小学校で64.8%、中学校で27.8%となっていて、中学校の活用率が低すぎるのではないかと感じる。

○西内学校教育課総括副主幹

「4 児童支援専任教諭連絡会の開催」について、児童支援専任教諭とは、中学校でいう生徒指導担当にあたる。小学校でも様々ないじめ対応等が起きており、平成26年度から、順次配置したものになる。

小学校の児童支援専任は、原則として学級担任を持たずに、授業は12コマ以内などにし、普段は全体の児童指導や対外的な窓口となり、いじめをはじめとした児童指導の対応を中心的に行うものとして配置している。

現在、児童支援専任教諭は全校に配置しているが、課題としては、昨今の人手不足により、産休育休代替のところで、児童支援専任教諭が担任を持たざるを得ないのが現状である。

○三谷学校教育課長

「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」の中で、発達障害等に起因する学校で発生しやすいトラブルが分かりやすく掲載されており、いじめの背景には、発達に課題のあるお子さんが関係している場合もあることから、本手引きをいじめの未然防止等に活用いただきたいと考え、資料6に掲載している。

小学校と中学校で活用率に差については、小学生と中学生で発達段階に違いがあることや、本手引きが平成29年に作成したものであり、周知されているのも原因ではないかと考える。

教育委員会としても、経験の浅い先生や担当の先生に引き続き、本手引きを活用いただきたいと考えており、引き続き周知に努める。

○藤原会長

引き続き周知をお願いしたい。

○稲富委員

「8 発達障害のある子どもの理解と支援の手引きの周知・活用」に関連して、先生が本手引きを一切読んでいなければ活用していないことになると思うが、目を通した程度の場合でも活用したことになるのか。

○西内学校教育課総括副主幹

担当者会のアンケートにおいて、活用状況について確認をしているため、アンケートの取り方は工夫しなければならんと思うが、事案対応等で学校訪問をした時、本手

引きを参考資料として挙げると、かなりの認知率であると感じている。

発達に課題のあるお子さんの対応に当たり、画一的な対応に留まらず、お子さんや環境に応じた対応が必要になるため、専門的なアドバイスができる人がいる中で、基本書のような位置付けとして捉えている。

○關山委員

教育委員会は色々なマニュアルやパンフレットを配付しているようだが、配付後の活用方法については把握が非常に難しいと思うが、「8 発達障害のある子どもの理解と支援の手引きの周知・活用」に記載されている活用率のように目安となる数字が出てくるものもある。

「2 子どもの権利に関する啓発」に記載されているリーフレットについてだが、子どもたちに人権に関する意識や感覚がしっかり身についていかないと、いじめをなくすことは難しいと考えている。リーフレット等を単に配るのではなく、リーフレット等を配付の際、大事な場面設定を行い、先生と子どもたちの話し合い等ができたときに初めて活かしたものとして活用されたことになると思うが、配付後の活用方法についてアンケート等を取る等、実態把握をしたことはあるのか。

○西内学校教育課総括副主幹

所管が青少年学習センターになるため、学校教育課が把握してる範囲での回答となるが、全国学力・学習状況調査の際に、「周りの人が自分のことを大切にしているか」といった質問紙調査を行っており、これらの回答状況から確認しているのではないかと思われる。

リーフレットの活用方法に関するアンケート実施等の検証については、青少年学習センターに確認する。

○藤原会長

今の質問については、次回審議会の際に、青少年学習センターから回答いただくという形ではよろしいか。

< 委員の同意を得る >

○關山委員

青少年学習センターに伺えるのであれば、アンケート等の検証やリーフレットを配った際にどのように子どもたちの心に訴えるような指導をしてもらうのか。リーフレットを取り上げるために短学活や特別に学級活動の時間を設けて実施しているのか。資料を見たことがないので、実態について伺いたい。

○安藤委員

教育委員会は市内の小中学校に対し、発達障害のお子さんがいじめや暴力行為に関わった場合に、どのような対応策を取るよう指導しているのか。

○西内学校教育課総括副主幹

発達障害のお子さんが関わっているか否かに関わらず、いじめの事案が起きたときには必ず事実確認をしている。その行為の背景には理由が含まれているので、特性も含めた個人的な部分が原因なのか、環境的なものが原因なのかについて、学校がしっかり捉える必要あると考えている。指導主事がいじめ事案等の対応に苦慮している学校を訪問した際には、行為の背景にあるものについても学校と一緒に確認する。その際、事案に関わったお子さんに特性があったり、既に診断名が付いている場合には、別の指導計画や教育支援計画をもとにしながら、その子に合った関わりができるように学校にアドバイスをしながらいじめの対応にあたる。暴力行為についても、その背景にはイライラを処理できなかったり、情緒不安定であったり、言葉がうまく出せずに暴力行為をしている場合があるので、そういったことも含め、どのように再発防止に当たっていくべきではあるが、支援に関する難しさもある。

○安藤委員

アンケート等でいじめに関する調査を実施しているが、子どもたちの心の裏側や成育歴や現在の環境などに関し、私たちの世代では「生きづらさ」という言葉で表現していた。そういった子どもの心の悩みなどの状況について、学校から教育委員会に報告があるのか。

○西内学校教育課総括副主幹

市に挙がる報告書にも色々なタイプのものがありまして、行為に焦点化しているものもあれば前後の経過まで詳細に書いてあるものもある。前後の経過が記載されている場合は、私たちもそもそもなぜ事案が発生したのかというところに着目している。すぐに解決しない事案は他の要因が絡み合っていることが多いので、そういった事案については教育委員会も学校をサポートしながら対応している。

○安藤委員

そうやって把握した子どもの状況を基に、その子に合った指導方法に変えていくことがわかった。

○手塚委員

子どもが悩みを打ち明けるときに、ヤングテレホンやSOSダイヤル等の電話で訴える場はあるが、最近の悩みを抱えている若者は、電話ができない、声に出せないという子が多く、メールやSNSを使ったやり取りが主流である。

メールで対応しているのはヤングテレホンの1か所だけだが、例えばそのメールアドレスを小中学校のホームページに掲載するだけでも違うのかなと考える。学校教育課や青少年相談センターというのは、「自分はこういった扱いになるのだろうか」、「どれくらいの期間がかかるのだろうか」という思いがあり、ハードルが高いかもしれないので、身近にある学校のホームページに掲載しておけば、より声を出しやすいのではないかと思う。

○西内学校教育課総括副主幹

ご質問いただいた通り、若者のSNSの活用率は高いと感じている。また、学校現場において、タブレット端末が1人1台導入されているので、よりインターネットの世界が近づいたのではないかと思う。ただ、原則として子どもが先生に相談できる環境を基本に置いていきたいと考えている。ただし、先生に相談できない子どもたちが、電話やSNSで相談できるよう体制を整えているところであり、「22いじめ相談ダイヤル」は、実は令和4年度までは、24時間対応ではなかったが、24時間いつでもSOSをキャッチできるようにということで、令和5年度から本市では24時間相談受けられるようにした。令和4年度までは52件だった相談が令和5年度は120件まで増えている。ただし、いじめに関する相談の割合は少し低くて120件中の20件程度だが、そのような情報は貴重で、この情報をもとに学校と教育委員会が事案対応に当たっている。

ご質問いただいたSNSによる相談体制については、神奈川県が実施している「SNS相談@かながわ」に加入をしており、子どもたちはLINEを通じて相談することができるよう体制を整えている。「SNS相談@かながわ」については、カードを配る等で周知をしているが、ご指摘いただいたホームページへの掲載についても1つの方法だと考えている。

○稲富委員

「28 児童・生徒に係る自傷行為対応力向上研修の実施」について、見直しとされているが、どのように見直すのか。

○事務局

自殺対策に関する内容を含めるという意味での見直しであるため、充実に近い形である。

○關山委員

市においても、相談体制が充実するように努力されている。

私は人権関連の団体から参加させていただいているが、所属においても、人権相談を電話や手紙で相談を受けており、学校との連携を大切にしているが、各機関で受けた相談を、どのように共有・連携しているのか伺いたい。

また、所属で受ける相談の中に、「誰にも相談できない。先生にも相談できない」と訴える子どももいる。いじめの早期発見のために、アンケートを取る際、子どもたちは大変神経を遣っている。一人だけがペンを持つと周りから「あいつ何か書いてるな」という目で見られてしまうため、それが嫌で書かない子もいると思う。現在は、タブレット端末などが配られているので、端末を活用することや、先生が「困っているときは言っていんだよ」と言葉がけなどをして、SOSが出しやすい環境づくりが大切ではないか。

○西内学校教育課総括副主幹

教育委員会としても、各機関で受けた相談に対し、連携をしながら取り組めるとよいと考えている。

また、アンケートを書くときにプレッシャーがかかるという話はおっしゃる通りと思う。タブレットを使って家でもアンケートに回答することができれば、そういったところからSOSをキャッチできるよさもあるが、タブレットの使用にあたっては、個人情報の扱いに関するルールもあり、現在学校で実際運用しているのは、スクリーニングのような形で、「相談したいことがあるかないか」、「いじめを見たことがあるかないか」といった内容まではアンケートを取る事が出来ているものの、個別具体のところは直接お話をするという運用になっている。

○藤原会長

いじめはなるべく初期段階で見つけることが鉄則だと思うので、最初の一手を更に充実していただきたい。「さがみみ」「ヤングテレホン」に関し、次回審議会にてご説明いただくということで調整いただいてもよろしいか。

< 委員の同意を得る >

○關山委員

「39 青少年相談センターだより」について、最初のきっかけはいじめだったとしても、休んでる間に別の意味合いで学校に来づらくなってしまいう子どもがたくさんいると思う。大事なことはその時の成長や学びを保障することだと思う。ただ学校に引き戻すことを目的とせず、タブレット等を活用した支援の仕方が必要なのではない

か。

○西内学校教育課総括副主幹

いじめの行為が止んでいたたり、本人との関係性が解消しているうえで、まだ不登校が続いている場合には他の要因も考えられる。いじめの重大事態としては、きっかけとなったいじめを解消して、再発防止に努めることが一番であり、学校教育課としてはいじめ行為に焦点化し、いじめの解決に向けて対応するとともに、青少年相談センターは不登校のお子さんの環境面、特性面も含めた総合的な支援を行うこととしている。

○藤原会長

不登校については様々な要因が複合的に絡んでる場合や、途中から別の要因が重なる場合もあるため、個別に丁寧に対応いただきたい。

○關山委員

子どもたちの人権意識を育てることは非常に重要であり、そのためには、先生の人権意識が大切である。先生方の人権意識がしっかりしていれば、子どもたちが先生に相談しやすい環境ができる。また、子どもたちのいじめをなくすために大切なことは、子どもたちの人権意識を育てるなかで、ただ教えられるのではなく、子どもたちが人権と向き合って消化する場面設定が重要であり、教育委員会はそれをサポートして欲しい。子どもたちが内面的に人権に向き合う中で有効なものとして考えられるのが、人権作文への取組である。この取組は、必ず人権について1時間程度考えることになるので、そういった機会としては有効である。それと関連して、市の方では、福祉作文・福祉ポスターの取組をしている。これは単なるアピールではなく、子どもたちが人権と向き合う大切な時間である。子どもたちが自分達でいじめ問題等を解決する能力を育てるということを学級経営や道徳に位置づけをして、指導をしなければならぬが、教育委員会が中心となって、人権に関する指導をするために必要な指導案や資料を準備するなど、市でも、子どもに人権と向き合ってもらおうという視点から取組を進めていただきたい。この取組によって、教員の多忙化の解消にもつながると考えている。

○西内学校教育課総括副主幹

参考資料として、「人権教育指導資料集」を綴じこんでいるが、昨年度発行したV o l . 5とV o l . 6で、テーマはそれぞれ「インターネットの普及に伴う人権課題に対する取組の推進」と、「男女共同参画社会の実現に向けた人権教育の推進」となっている。内容もベーシックな知識だけに留まらず、指導資料とし活用できるものになっており、ページ数が多すぎると、多忙な先生方が目を通すことが難しくなるため、

QRコードから必要な資料にアクセスできるようにするなど、読みやすさにも留意して作成している。

○關山委員

ぜひ、人権等に関する様々な資料例を蓄積し、先生方が活動していただけるよう支援していただきたい。

議題2「市立小中学校等が令和5年度に実施したいいじめ防止の施策の実施状況の検証について」

○藤原会長

続いて、議題2「市立小中学校等が令和5年度に実施したいいじめ防止の施策の実施状況の検証について」ご質問、ご意見をいただきたい。

○稲田委員

いじめの対応は全て組織的であるべき。

先ほどSNS等での相談の話が出たときに、「まずは先生に相談するように」との回答があったが、その体制が、先生の負担が膨大になる原因ではないかを感じる。「(2)いじめ防止等に取り組む組織」、「1いじめ防止等の組織的な取組」の課題として、「いじめの組織的対応にあたり、教員の多忙化解消が必要である」という記載がありますが、ここに尽きるのではないか。

学校の先生のやるべきことや対応があまりにも多くなっていて、その結果として組織的対応が難しくなっているのではないか。教員の多忙化解消のために、市の教育予算倍増、教員の倍増を審議会として提言し、少しでも教員の多忙化解消に繋げていただきたい。

○關山委員

市が様々な施策を行っても、最終的には、子どもに対して家庭と学校がどのような接し方ができるかという部分が一番のポイントだと思うので、先生がやらなくてよい雑務的なものは先生以外にお願いして、先生が子どもの些細な相談等に余裕をもって対応できる体制を取ることが必要である。

相模原市が立派だと思うのは、子どもが担任へ相談している割合が他と比べて高いということである。これは先生が信頼され、親しみを持っていることであり、そのためには、教員の余裕があることがとても大切である。現実、先生は子どもへ関わりたいが、保護者対応等に時間が取られ、多忙化の要因となっている。

○稲田委員

いじめ対策は医療における事故対策に似ていると考えている。

医療事故の場面で考えるときには、決して患者さんが要因であるとか、医療者が要因であるとは考えない。例えば、医師や看護師個人の技術が未熟な場合があったとしても、未熟な方個人の対応が問題とは考えず、未熟な方が対応した組織の仕組みに問題があったと考える。であれば、未熟な方が患者の前に立ってはいけなかったということで、横に指導者が付くべきであったという形で考える。そのように考えると、いじめの対応は組織的であるために、多忙化の問題について委員会で検討いただきたい。

○藤原会長

いじめの組織的な対応についてご意見がありましたが、校長より学校の実情についてお話しいただきたい。

○二宮校長

まず小学校についてお話しする。先ほど事務局から児童支援専任教諭の配置について話があったが、以前は、小学校に児童支援を専任で対応する先生はおらず、主に担任が対応していた。この児童支援専任教諭が配置されたことによって、かなり組織的に対応できるようになった。担任だけではなく、児童支援専任教諭と一緒に考えながら保護者対応や児童対応を行うことが可能になり、これはとても効果がある取組で、こういった取組がさらに広がってくるとさらに先生方にゆとりができる。また、若い先生が多いので、一人一人に委ねるのではなく、組織として対応ができるっていうのはとても良いことである。ただし、年度末になるとどうしても人手が不足する傾向があり、組織的な対応が難しくなることが課題であり、人員不足の中でも管理職を含めてどう組織的対応を維持していくのか考えなければならないことから、個々の先生の課題というよりも、組織としてどのように対応していくかが肝になると考える。

○横山校長

中学校は必ず各学校に生徒指導主任という立場の教員がおり、学校事情にもよるが、ほとんど多くの学校では生徒指導主任は学年に属さず、全体を統括する立場であるが、諸事情で学年に所属したり、担任を持たなければならないケースもある。さらに、学年の生徒指導を担当する教員も各学年にあり、各学年の生徒指導は、その学年生徒指導担当を中心に行う。このように、各学年の学年生徒指導担当と生徒指導主任が学校全体として、方向性がぶれないように生徒指導をやっている。

全ての中学校で実施していると思われるが、週29コマの授業時数の中に必ず生徒指導係会というものがあり、各学年の課題や事案を他学年と共有し、学校全体としての指導方針を話し合っている。また、教育委員会から青少年教育カウンセラーが派遣されており、ほとんどの学校は、青少年教育カウンセラーの来校日に生徒指導係会を設定し、第三者も含めた中でいじめに関する対応について協議している。生徒指導係会には管理職も参加し、組織的な対応ができるよう取り組んでいる。

さらに、本校では生徒支援会議を開催し、生徒指導の他に生徒支援という視点で協議をしている。アンケートについては、いじめを発見するためのアンケートと教育活動を反省するためのアンケートの2種類を実施しているが、実施しすぎると、子どもたちも「どうせ書いても何も解決しない」と思うこともあるので、アンケート実施のタイミング等について非常に気を付けている。また、アンケートを記名させるのか否かについても、アンケートの目的に応じて検討しなければならないと考えていることや、アンケートを組織的に実施する場合、担任が見て終わりにするのではなく、必ず複数でチェックすべきだと考えている。これらの取組は本校だけでなく、市内のほぼすべての学校でそのような体制で取り組んでいるものと承知している。

○藤原会長

組織的対応という側面から見ると、小学校では児童支援専任教諭、中学校では生徒指導担当の先生が鍵になっているということだと思うが、それらの先生の役割は重責であるので、管理職の先生がどうバックアップしていくか、教育委員会がどのような情報提供やアドバイスができるのかが大事だと思う。

○大木委員

保護者から、子どもがいじめ等のトラブルを先生に相談したら、トラブルになった両者を先生と一緒に呼んで、加害児童側に謝らせることで終わらせられたという話を耳にして、訴えた結果、逆効果になることを恐れている保護者がいることを感じている。今の子どもたちの様子を見てみると、自分が子育てをしていた時代より、いわゆるボーダーにいるお子さんが低学年に多いと感じる。コミュニケーション能力に難があるお子さんを見てみると、SNSや電話といった相談窓口があっても自分が思っていることをうまく伝えられないのではないかと思う。

○藤原会長

トラブルが発生した際の対応について、保護者から相談を受けているという話について、実情を小学校、中学校からそれぞれ伺いたい。

○二宮校長

SNSを通して発生するいじめの事案が多くなってきており、大人の世界には見えてこない部分がかかなりたくさんある。そういった事案について話を聞いても、どうしても見えてこない部分も多いので、これからはそのような事案をどのように把握して対応していくかを考えなければならないと考えている。

○横山校長

中学校でもSNSについては非常に大きな問題になっている。先ほどトラブル発生時の対応について話したが、ケースバイケースではあるが、学校はいじめについてかなり神経を使って対応しているため、いきなり最初から当事者同士を呼んで謝罪をさせることはほばないと認識している。それぞれの話を聞き、それぞれに今後の対応について了解を得ながら解消を目指していくという対応を取っている。

国立教育政策研究所が出しているデータによると、いじめは加害者と被害者が入れ替わることがある。いじめの対応が非常に難しいということはずっと言われているが、教員が間に入ることで悪化することがないよう、細心の注意を払う必要があると捉えている。

○大澤委員

私もいじめ事案の対応で、一度に当事者同士を呼んで話を聞いたケースについて相談を受けたことがあるが、そのケースではお互いの言い分が噛み合わず、結局警察にまで話が行ったことがある。やはり最初の対応は、すごくナイーブだと思う。

○横山校長

そこは難しいと思う。私が経験した事例でいうと、ある保護者から子どもがいじめられているとの訴えがあり、名前が挙がった子どもやその保護者に話を聞いてみると、実はその子どももやられていたということがあり、このような場合、お互いの立場や感じ方で証言にずれが生じてしまい、事実確認が難航することがある。

○藤原会長

委員からの意見の中で、様々な施策において、リーフレットやパンフレットを配付している旨が報告書に記載があるが、それらを参考資料として審議会委員に提供いただきたい。

○田口委員

資料2の「1いじめの認知件数」、「(1)いじめの認知件数」について掲載されている認知件数は、どのような基準で「認知」としているのか。認知の取りこぼしはないのかが気になる。また、様々なケースを見ていると、いじめが発生してこじれてしまうケースは、新任の先生が担任をしていることが多いため、研修を充実させる必要があるのではないかと。新任教諭に対する研修について伺いたい。

いじめはすごく広い概念であり、対応にあたり、どうしても対応する教員の人生経験等が影響してしまうところがある。初任の先生以外のベテランの先生に、もう一度考え直してもらうためにも、一般教員向けの研修を充実させる必要があると思うが、研修内容について伺いたい。

○西内学校教育課総括副主幹

3月まで学生だった初任者が、4月から担任としていじめの対応をしなければならぬという状況については課題に感じている。初任者研修では教職に関わる様々な内容を取り上げているが、これまではOJTとあって、現場で先輩の先生を見ながら事案ごとに学んでいた。しかし、コロナの影響や働き方改革の影響もあってOJTが少なくなってしまっているので、そこを研修で補っていくことが必要であると考えている。

次に、いじめの定義が広いということについては、先日の文部科学省の研修でも、暴力等の誰が見てもすぐに分かるようないじめと、ハラスメント系と言われる受けた側が嫌だと感じた言動で分けて対応すべきであるという話があった。

前者については、SNSでのわいせつ画像の拡散を含めて、すぐに警察と連携したり、即時みんなの前で指導することが有効である一方、後者のハラスメント系といわれるいじめについては、事実関係の調査が非常に難しく、被害者加害者が入れ替わることもあるため、事前にいじめにあたる可能性のある行為を周知したり、保護者の理解を得ながら対応することが重要であるというアドバイスがあった。

教育委員会としても対応に難しさを感じているが、いただいたご意見も踏まえてい対応を検討したい。

○横山校長

学校現場で風通しのよさというか、できれば先輩の先生が新任の先生にサポートや気配りをしていただけるといいのではないかと。経験を積んで職員を中心に、ほとんどの教員はそこをすごく意識しており、風通しの良い学年集団や学校集団を目指す意識としてはきちんとあると捉えている。しかし、経験年数の差があるがゆえに、サポートや気配りのつもりで言った一言が相手方の受け取り方によってはハラスメントになりかねないところもあって、非常に接し方に悩んでいるベテラン教員もいる。まずはアンケートを複数で見るなど、1人で抱えないための工夫から始めることが大事と考える。

○藤原会長

いじめの認知について、いじめはできるだけ初期段階で発見できた方が良いと考える。初期で発見できると子どもの傷つきも少ないし、対応する先生の負担も少なく、余裕を持ちながら対応できるということを考えると、初期にどれだけ発見できるかということが大事になる。国が毎年行っている調査では、「学校の教職員が発見しましたか、それとも関係しましたか、それとも教職員以外が発見しましたか」という聞き方をしている。この調査の結果について20政令市を平均すると、大体学校の教員が発見したという回答が56.9%で、教職員以外が発見したという回答が、43.1%という結果になっており、若干学校の教職員が発見したケースが多くなっている。担任の先生やスクールカウンセラー等が発見したということだと思う。

ところが、相模原市の場合は、学校の教職員が発見したという回答が18.4%で教職員以外が発見したという回答が81.6%という結果になっており、学校外から情報が入ってくるが多くなっていると捉えられる。ただし、その学校外のところに、児童生徒本人という項目があり、そこが相模原市は40%ということが高くなっているが、これは子どもが信頼して先生に訴えているという見方もできる一方で、いくつか課題があると考えられる。

1つ目は信頼関係を構築出来ている教員とそうでない教員との間で子どもの訴えやすさに差があるのではないかということ、2つ目は本人から訴えがあるということは、状況がかなり進行してるのではないかということである。そう考えると、担任の先生等が、本人がいじめだと思ってないレベルで、「ちょっとそれまずいよ」だったり、「ちょっと考えてみよう」と指導をしたり、本人はまだ自覚してないけども、アンケートで「からかわれている」にチェックが入っている子どもを注意してみたり、そういった浅い段階で、アセスメントのスクリーニングができるか、というところが大事である。そういった中で、とりわけ低くなっているのがアンケートからの認知であり、20政令市の平均が42.4%に対し、相模原市は4.1%と10分の1ぐらいの割合になっている。いじめに関するアンケートの作成、実施、そして先ほど校長先生からお話のあった管理は、個人的ではなく組織的な対応をしていくための一歩として、とても重要だと思う。アンケートの項目はどうなっているのか、どのように運用しているのか、そのあたりに希望の光があると思う。

○西内学校教育課総括副主幹

早期発見のために、アンケートの内容とかやチェック体制等には課題があると考えている。我々がこれまで対応した事案でも、実はアンケートは担任だけが見ていたり、対応した記録がきちんと残っていないこともあったので、そういった課題も念頭に置

きながらいじめ対応マニュアルの改正を進めていきたいと考えている。

○藤原会長

アンケートは学校によって違っているのか。

○西内学校教育課総括副主幹

いじめ対応マニュアルで見本を示しているが、学校によって色々な様式で実施している。例えば教育相談アンケートで大まかに聞きつつ、いじめアンケートで詳細に聞くという形もある。

○藤原会長

いじめられたかどうかのアンケートって作るのすごく大変である。

例えば、「あなたはいじめられていますか」という設問に「はい」と答える子どもは多分いないと思われる。いじめ発見アンケートの作成にはかなりの専門性や作りこみが必要になってくると思うので、その辺り学校でどのようになっているかという部分を一度集約して比較してみてもよいのではないか。そして成果をあげている学校のやり方を共有する機会があったらよいのではないか。

○事務局

いただいたご意見について、各施策の所管課と連携・確認し、第2回の審議会にて、所管課より回答させていただく。また、今回のご意見等を踏まえて、第2回の審議会において答申案を提案させていただく。

○藤原会長

次回は今回の審議で上がった事項について、所管課から説明をいただくため、審議会規則第5条第2項に基づき、出席を求めるがよろしいか。

<委員の同意を得る>

○事務局より

第2回子どものいじめに関する審議会の開催を、令和6年9月5日(木)15時00分から、南区合同庁舎講堂にて開催する旨を伝えた。

相模原市子どものいじめに関する審議会委員名簿

選出区分	氏名	推薦母体（所属・役職等）	出欠席
医師	稲田 健	北里大学健康管理センター (北里大学医学部精神科学・主任教授)	出席
学識経験のある者	藤原 寿幸	横浜国立大学大学院教育学研究科 准教授	出席
	竹下 昌之	相模女子大学 (相模女子大学・専務理事)	出席
法律に関し知識 経験を有する者	田口 幸子	神奈川県弁護士会 (田口法律事務所・弁護士)	出席
子どもの発達及び 心理に関し知識経 験を有する者	稲富 正治	神奈川県臨床心理士会 (川崎こころのケアセンター センター長)	出席
市内の公益的活 動を行う団体か ら推薦された者	栗木 美穂	相模原市 P T A 連絡協議会	出席
	大澤 恵子	相模原市スポーツ少年団 副本部長	出席
	關山 長成	相模原人権擁護委員協議会	出席
	大木 恵	相模原市自治会連合会・会計	出席
市の住民	安藤 晴敏	市民公募	出席
	深松 鉄男	市民公募	出席
関係行政機関及び 関係法人の職員	手塚 賢二	社会福祉法人中心会 (相模原南児童ホーム・副所長)	出席

区 分	氏名	所属・役職等
市立学校の校長の代表者	二宮 昭夫	相模原市立新宿小学校 校長
	横山 恵史	相模原市立上溝中学校 校長
学校の設置者	三谷 将史	学校教育課 課長
	西内 一裕	人権・児童生徒指導班 総括副主幹
事務局	農上 勝也	学校教育部 部長
	安藤 隆則	学校教育課 課長代理
	中尾 有一郎	学校教育課 主幹
	渡辺 基広	人権・児童生徒指導班 指導主事
	奥澤 直樹	人権・児童生徒指導班 指導主事
	佐野 瑛平	学校教育課 主事